

砥部町

障害者計画  
第4期障害福祉計画

骨子案

平成26年10月

# 砥部町障害者計画・第4期障害福祉計画構成 骨子案

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

## 第2章 障害者を取り巻く現況と課題

- 1 人口等の状況
- 2 障害者の状況
- 3 事業の状況
- 4 アンケート調査結果
- 5 ヒアリング調査結果
- 6 砥部町の障害者を取り巻く課題

## 第3章 障害者計画・第4期障害福祉計画

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 計画の基本目標

## 第4章 施策の展開

- 1 施策の体系
- 2 施策の展開

## 第5章 障害福祉サービスの推進

- 1 障害福祉サービスの内容と対象者
- 2 障害福祉サービスの見込量
- 3 障害福祉サービス見込量確保の方策

## ◆ 資料編

- 1 計画の推進体制
- 2 砥部町障害者計画等策定委員会
- 3 アンケート調査概要

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な、国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しのため、これまで「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称。）が行われました。また、平成25年6月には障害のある人に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立しています。

このように国の法律や制度が大きく変わる中、ノーマライゼーション理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会づくりをめざし、様々な取り組みが進められてきました。

障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担額の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）や障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成24年6月に名称を「障害者総合支援法」に改めることや、難病患者を法の対象に加えるなどの一部改正が行われています。

本計画はそれら状況を背景に、これまでの本市の成果や課題の分析・評価を行ったうえで、本市における成果及び課題を明確にするとともに、新たな法制のもとで、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図ります。障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

障害者計画と障害福祉計画とは、総合的にかつ計画的な障がい者施策を展開する上で、これらを一体的に策定することとします。

### ● 砥部町障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、砥部町における障がい者等の状況等を踏まえ、砥部町における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

(障害基本法抜粋)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ● 砥部町障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して砥部町が定める計画です。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

● 関連計画との整合性

本計画は、国の「基本指針」及び愛媛県障害者計画・愛媛県障害福祉計画等と調整を図ります。

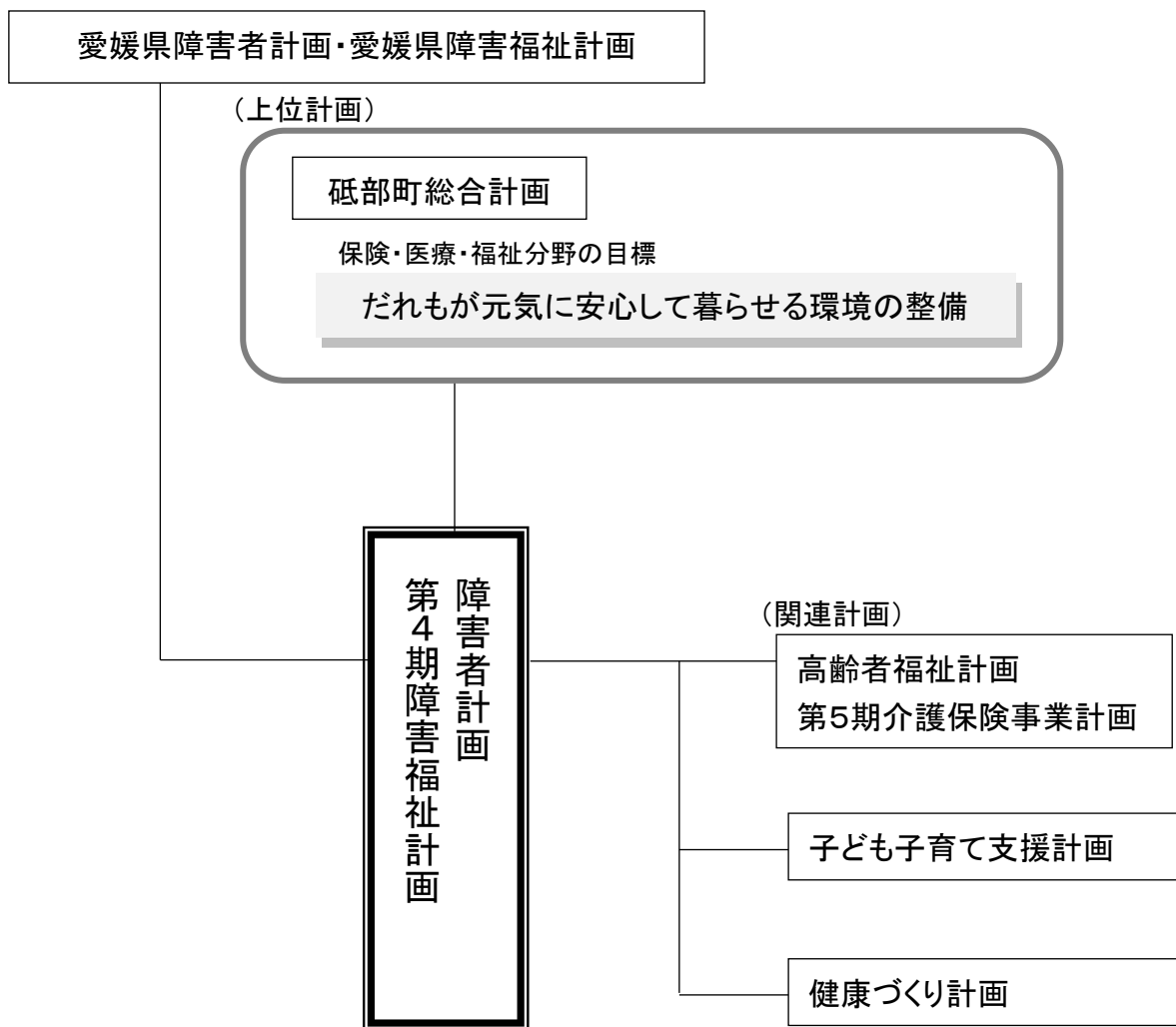
(愛媛県障害者計画との整合性)

- ・ 相談支援体制の（障害者自身の意思や決定の尊重）の整備及び障害児支援の体制整備について記述する。
- ・ 防災防犯対策の推進について記述する。
- ・ 差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮等について記述する。

● 砥部町関連計画との協調

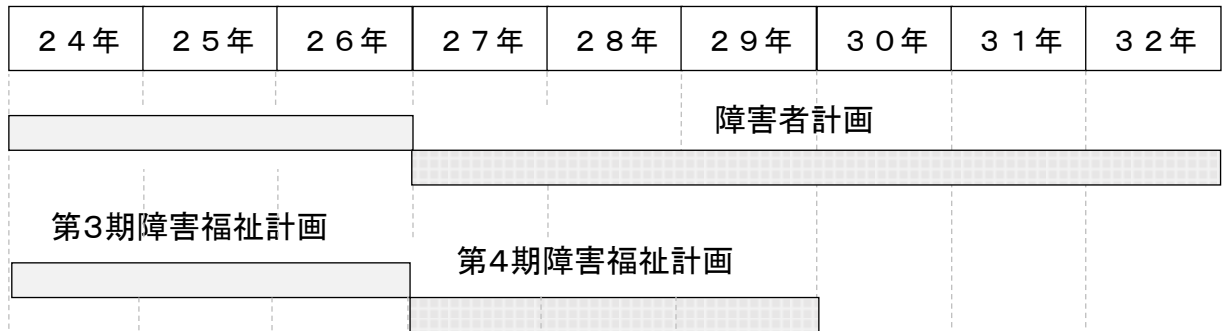
砥部町総合計画（計画目標年次平成29年度）における施策の大綱2「だれもが元気に安心して暮らせる環境の整備（保健、医療、福祉）と協調して個別計画を策定する。

子ども子育て支援計画の中で述べられる障害児支援と協調を図る。



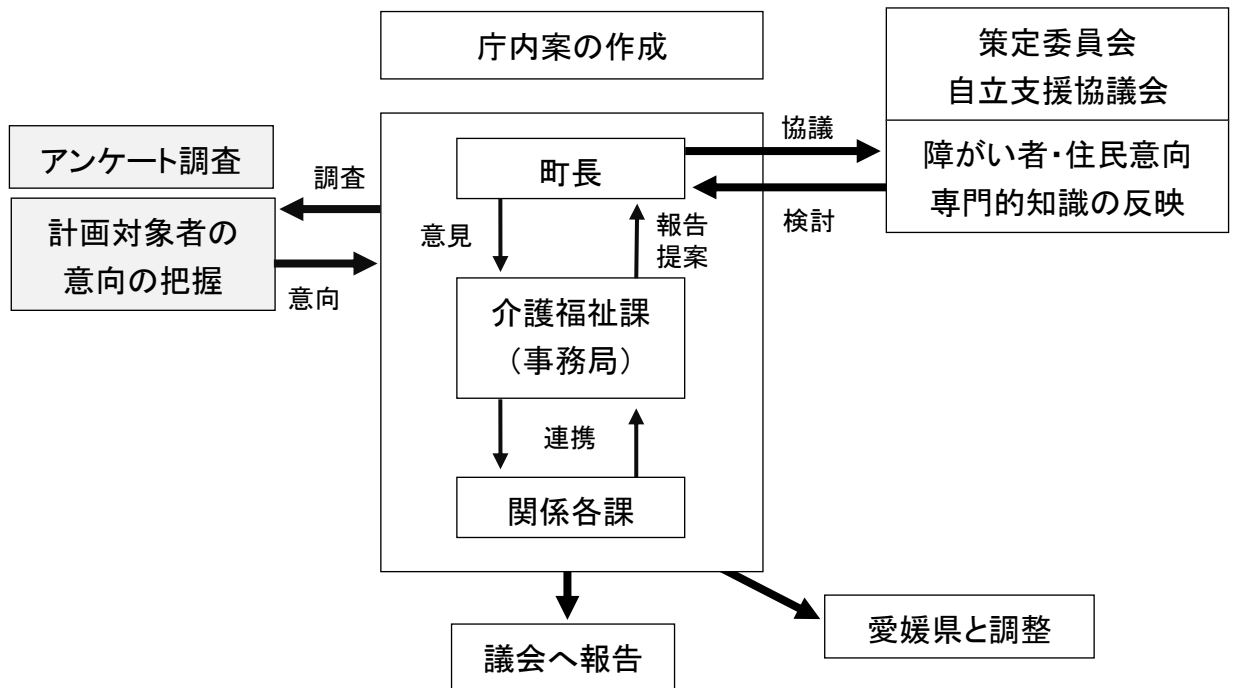
### 3. 計画の期間

砥部町障害者計画は平成27年度～平成32年度までの6年間を対象とします。第4期砥部町障害福祉計画は、平成27年度～平成29年度の3年間を対象とします。



### 4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、砥部町障害者計画等策定委員会により計画策定の検討を行います。



## 第2章 障害者を取り巻く現況と課題

### 1. 人口等の状況

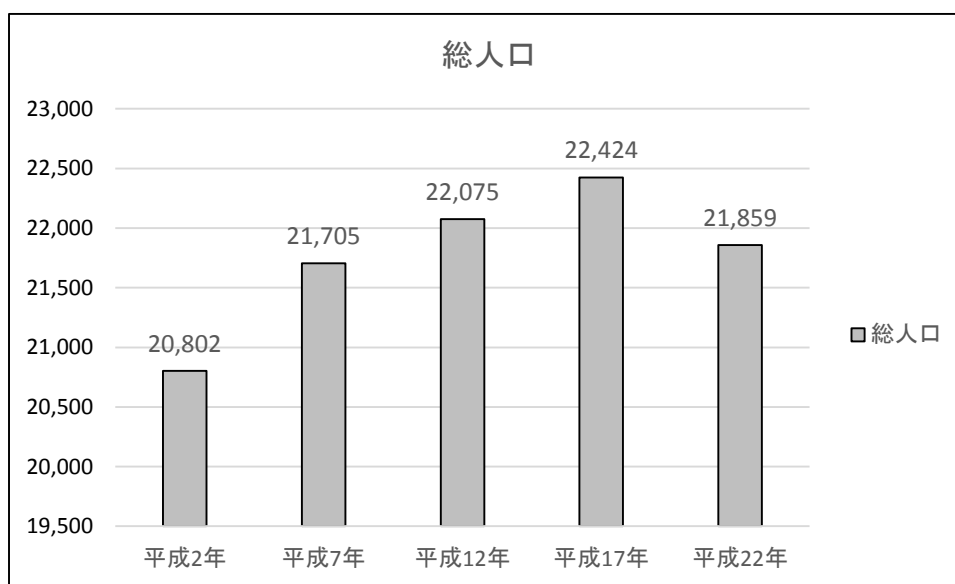
国勢調査の結果では、砥部町の総人口は平成17年までは増加傾向にありましたが、平成22年には減少に転じました。

※平成2年から平成12年までは、旧砥部町と旧広田村の人口を合算したものです。

#### ■人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
砥部町	20,802	21,705	22,075	22,424	21,859
(旧砥部町)	(19,561)	(20,493)	(20,961)		
(旧広田村)	(1,241)	(1,212)	(1,114)		

(国勢調査)



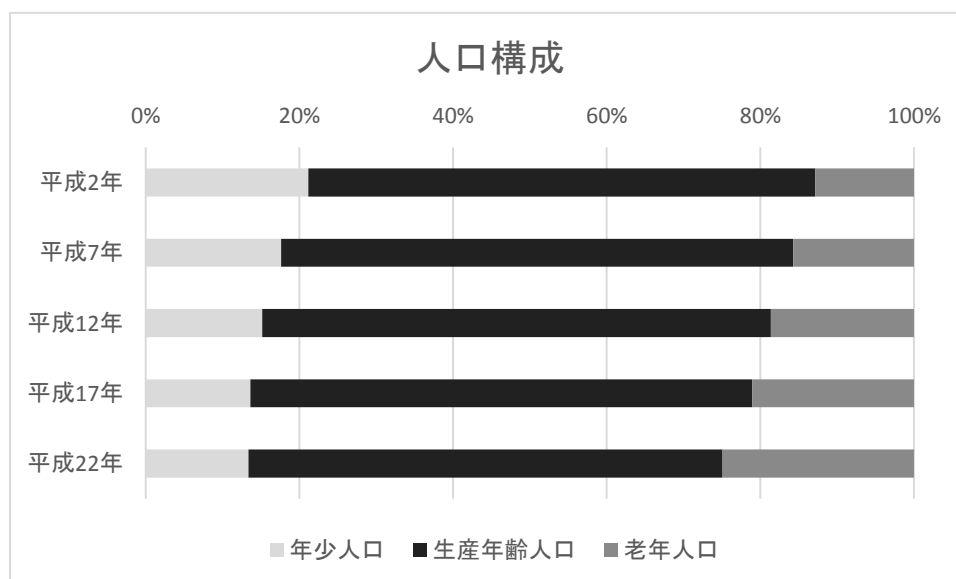
人口構成の三区分別では、年少人口（0～14歳）は減少の一途をたどっており少子化傾向となっています。また、同時に老年人口（65歳以上）においては増加傾向となっており、平成2年の高齢化率12.9%が平成22年には24.9%と倍近い高齢化の進行を示しています。

※平成2年から平成12年までは、旧砥部町と旧広田村の人口を合算したものです。

■年齢層別人口推移及び構成比

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 0～14歳	4,402	3,823	3,335	3,050	2,921
	21.2%	17.6%	15.1%	13.6%	13.4%
生産年齢人口 15～64歳	13,719	14,466	14,599	14,655	13,491
	66.0%	66.6%	66.1%	65.4%	61.7%
老年人口 65歳以上	2,675	3,416	4,104	4,719	5,447
	12.9%	15.7%	18.6%	21.0%	24.9%

(国勢調査)



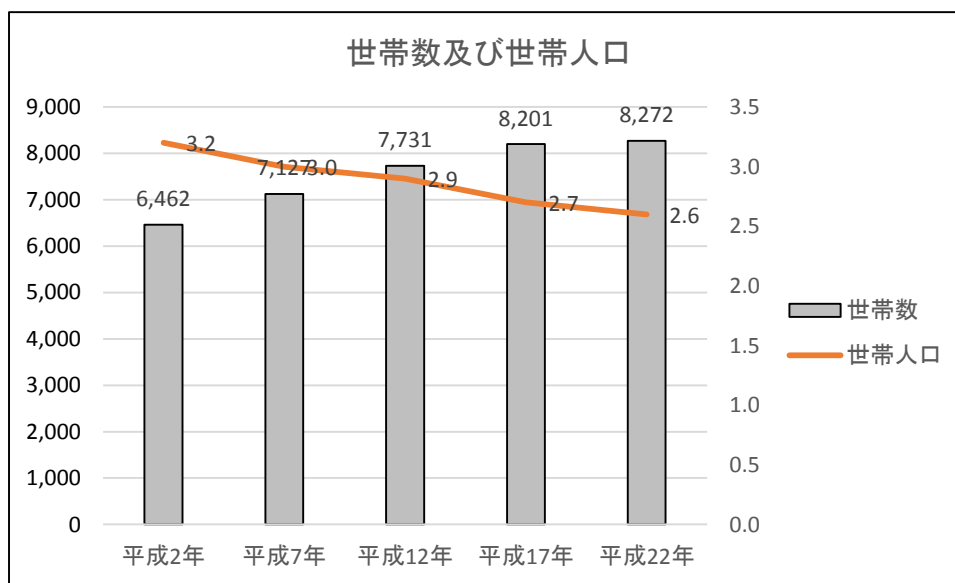


世帯人口は増加傾向にあります、世帯人口は縮小傾向となっています。  
 ※平成2年から平成12年までは、旧砥部町と旧広田村の人口を合算した  
 ものです。

■世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
砥部町	6,462	7,127	7,731	8,201	8,272
(旧砥部町)	(5,963)	(6,617)	(7,232)		
(旧広田村)	(499)	(510)	(499)		
世帯人口	3.2	3.0	2.9	2.7	2.6

(国勢調査)



## 2. 障害者の状況

### ■障害手帳所持者の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	増減率
身体障害者					
知的障害者					
精神障害者					
計					

(介護福祉課)

※増減率は平成 23 年～平成 26 年の差で算出

#### (1) 身体障害者の状況

### ■身体障害手帳所持者の推移（障害区分別）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障害				
聴覚・平衡機能障害				
音声・言語・そしゃく機能障害				
肢体不自由				
内部障害				
計				

(介護福祉課)

■身体障害手帳所持者の推移（等級別）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級				
2 級				
3 級				
4 級				
5 級				
6 級				
計				

(介護福祉課)

■身体障害手帳所持者の等級区分（平成 26 年）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害						
聴覚・平衡機能障害						
音声・言語・そしゃく機能障害						
肢体不自由						
内部障害						
計						

(介護福祉課)

(2) 知的障害者の状況

■療育害手帳所持者の推移

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
A (重度)	18 歳未満				
	18 歳以上				
小計					
B (重度以外)	18 歳未満				
	18 歳以上				
小計					
計	18 歳未満				
	18 歳以上				
合計					

(介護福祉課)

(3) 精神障害者の状況

■身体障害手帳所持者の推移 (等級別)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級				
2 級				
3 級				
計				

(介護福祉課)

#### (4) 障害支援区分認定者の状況

障害者自立支援法に基づき、障害程度区分認定を実施しています。障害程度区分とは、障がい福祉サービスを受けるため、障害者に対する介護給付の必要度を6段階で区分しています。介護の必要度を1～6区分で示し、数字が高くなるほど必要度が高い重度の方になります。

##### ■障害支援区分認定者の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
区分 1				
区分 2				
区分 3				
区分 4				
区分 5				
区分 6				
計				

(介護福祉課)

#### (5) 就労・就学の状況

##### ■職員の障害者雇用状況 (町長部局)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
算定基礎労働者数				
雇用人数	身体障害者			
	知的障害者			
雇用率				

(総務課)

■特別支援学級の状況（小学校）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
設置校数（校）				
学級数（級）				
児童数（人）				

（教育委員会事務局）

■特別支援学級の状況（中学校）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
設置校数（校）				
学級数（級）				
生徒数（人）				

（教育委員会事務局）

■通級指導教室の状況（小学校）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童数（人）				

（教育委員会事務局）

■通級指導教室の状況（中学校）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
生徒数（人）				

（教育委員会事務局）

(6) 人的資源の状況

■ 専門職の状況

	町職員（臨時職員含む）	社会福祉協議会
医師		
保健師		
社会福祉士		
看護師		
栄養士		
介護福祉士		
介護支援専門員		

(介護福祉課・社会福祉協議会)

■ 相談員の設置状況

	人員
民生・児童委員	
主任児童委員	
身体障害者相談員	
知的障害者相談員	

(介護福祉課)

■ ボランティア団体等の登録状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
団体数（団体）				
人数（人）				

(社会福祉協議会)

### 3. 事業の状況

#### (1) 訪問系サービスの状況

##### ■訪問系サービスの状況

	単位	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間				
	人				

(介護福祉課)

#### (2) 日中活動系サービスの状況

##### ■日中活動系サービスの状況

	単位	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
生活介護	人日分				
	人				
自立訓練 (機能訓練)	人日分				
	人				
自立訓練 (生活訓練)	人日分				
	人				
就労移行支援	人日分				
	人				
就労継続支援 (A型)	人日分				
	人				
就労継続支援 (B型)	人日分				
	人				
療養介護	人				
短期入所	人日分				
	人				
児童デイサービス	人日分				
	人				

(介護福祉課)



(3) 居住系サービスの状況

■居住系サービスの状況

	単位	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
共同生活援助 共同生活介護	人				
施設入所支援	人				

(介護福祉課)

(4) 地域生活支援事業の状況

■地域生活支援事業の状況

	単位	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
市町村相談支援 機能強化事業	ヶ所				
住宅入居等 支援事業	ヶ所				
	件				
成年後見制度利用 支援事業	ヶ所				
	件				
コミュニケーション 支援事業	実人員				
日常生活用具給付 等事業	人				
介護・訓練 支援用具 自立生活 支援用具 在宅療養等 支援用具 情報・意思疎通 支援用具 排せつ管理 支援用具 住宅改修費	件				
	件				
	件				
	件				
	件				
	件				
移動支援事業	実人員				
	延時間				

(介護福祉課)

■地域活動支援センターの状況

	単位	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
地域活動支援 センターⅠ型	ヶ所				
	実人員				
地域活動支援 センターⅡ型	ヶ所				
	実人員				
地域活動支援 センターⅢ型	ヶ所				
	実人員				

(介護福祉課)

#### 4. アンケート調査結果

##### (1) アンケート調査の概要

調査期間：平成26年6月12日～6月30日

調査方法：郵送配布

配布数：(全体)	送付数	1,258人
(内訳)	①身体障害	833人
	②知的障害	109人
	③精神障害	323人
	内重複分	7人
		(①+②=4人 ①+③=3人)

回収状況：(全体)	回収数	603人	有効回収率 46.4%
(内訳)			
	①身体障害	369人	
	②知的障害	28人	
	③精神障害	81人	
	④難病	13人	
	⑤発達障害	18人	
	⑥重症心身障害	8人	
	⑦高次脳機能障害	2人	
	⑧混合	65人	
	⑨未記入	19人	

(2) アンケート調査結果の概要

- 別冊アンケート調査報告書から抜粋してまとめる

5. ヒアリング調査結果

(1) ヒアリング調査の概要

- 調査対象者は、サービス提供事業者他、施設、相談支援事業団体等にヒアリングを実施

(2) ヒアリング調査結果の概要

- ヒアリング調査結果をまとめる

## 6. 砥部町の障害者を取り巻く課題

- アンケート調査、ヒアリング調査結果から見る、砥部町の状況をまとめる
- 計画の基本目標との整合性を図り、課題をまとめる

## 第3章 障害者計画・第4期障害者福祉計画

### 1. 計画の基本理念

- 計画の基本理念は、「ノーマライゼーション」
- 障害者計画及び第3期障害福祉計画の基本理念を継承する

### 2. 計画の基本的な考え方

- 社会バリアフリー化の推進
- 利用者への支援
- 関係機関の連携した総合的かつ効果的な施策の推進
- 障がいの特性を踏まえた施策の展開
- 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
- 障害者計画及び第3期障害福祉計画の基本的な考え方を継承する
- 砥部町の課題を鑑みて基本的な考え方を記述する

### 3. 計画の基本目標

- 健康づくりと障がいの発生予防
- 障がい者の自立と社会参加の実現
- 地域における支援体制の整備
- だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- 砥部町の課題を鑑みて基本目標を記述する

## 第4章 施策の展開

### 1 施策の体系

- 基本理念、基本目標、基本施策、事業項目を体系的にまとめる
- 具体的な施策を展開する

### 2 施策の展開

- 健康づくりと障がいの発生予防
- 障がい者の自立と社会参加の実現
- 地域における支援体制の整備
- だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- 基本目標毎に現状と課題を整理し、今後の施策の方針を述べる
- 障害児支援について具体的に述べる
- 防災防犯対策の推進について述べる

## 第5章 障害福祉サービスの推進

### 1 障害福祉サービスの内容と対象者

- 本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

### 2 障害福祉サービスの見込量

- 障害福祉サービス等の必要なサービス量の見込み
- 自立支援給付におけるサービスの目標量の設定
- 訓練等給付
- その他サービス
- 地域生活支援事業
- 目標値を設定する

### 3 障害福祉サービス見込量確保の方策

- 見込み確保のための確保方策